

2024年11月23日 永野地区社会福祉協議会 運営委員会

1. 講習会予定について (片伯部)
2. 分科会 (11/12) 報告 (片伯部)
 - ・食品ロス削減講習会 (12/19)
 - ・新入生お祝い金事業 申込について
3. 永野連合町内会から (高橋)
4. 民生委員・児童委員協議会から(黒川)
5. 運営委員から (各自治会・町内会のイベント情報ほか)
6. 区社協 区役所 地域ケアプラザから
7. 青少年指導員の活動について

次回運営委員会 12月14日(土) 10:30～ 於：上永谷駅前地域ケアプラザ

しまった!
解約したい!

と思ったら

クーリング・オフ

『クーリング・オフ』とは、
一定の期間内であれば無条件で
契約を解除できる制度です!

クーリング・オフができる期間（契約書面を受け取った日を含めて数えます）

訪問販売	自宅または職場への訪問販売、催眠（SF）商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約	8日間
訪問購入	自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約	
特定継続的役務提供	エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
連鎖販売取引（マルチ商法）	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品、役務の販売	20日間
業務提供誘引販売	内職・モニター商法	

商品や条件によっては、
**クーリング・オフが
できません。**

クーリング・オフができないもの

- × 自分の意思で使用・消費した健康食品や化粧品などの消耗品
- × 自分の意思で店舗に出向いて行った契約（特定継続的役務提供を除く）
- × 自動車（リース含む）、葬儀
- × 3,000円未満の現金取引（訪問購入を除く）
- × 通信販売

ハガキ（書面）で通知する場合

- ✓ ハガキ等の書面で通知
- ✓ ハガキの両面をコピーし、証拠として、**保存記録が残る「特定記録郵便」**や「簡易書留郵便」を利用
- ✓ 支払いがクレジットの場合、クレジット会社にも通知（**A内は不要**）
- ✓ あて名は、契約した事業者の**代表者**

代金が未払いの場合や、商品を受け取っていない場合は、**A内**は記入しません。

▶ ハガキ（表）

郵便はがき
□□□□-□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社
代表者 様

(特定記録郵便)
または(簡易書留郵便)

▶ ハガキ（裏）

申込(契約)日 □年□月□日

商品等名称

商品等価格 □円

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払い済みの □円は、直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

□年□月□日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名

電子メールで通知する場合

ハガキ裏面記載の項目と同様に、契約年月日など必要な情報を記載し、**送信したメールは証拠書類として保存しておきましょう。**

困ったときは **すぐに消費生活センター** へ相談しましょう!

クーリング・オフ期間が過ぎても **契約を取り消せる場合** があります。



ながの社協だより



第25号 令和2年1月21日発行
永野地区社会福祉協議会
発行責任者：三橋 茂樹

保存版④

青少年指導員とは



次代を担う青少年が、健やかに、のびのび育つように願うのは、保護者のみならず社会全体の願いであり、そのためには、学校・家庭・地域社会や行政が一体となって、青少年のためのよりよい地域環境をつくりあげることが必要です。このような地域環境をつくりあげるために、青少年指導員は、関係者や関係機関・団体との連携をもとに、率先して青少年健全育成、社会環境健全化及び自己啓発を主な任務として活動を推進する役割を担っています。

近年、地域の間人関係が希薄化している中、平成22年10月に神奈川県青少年保護育成条例が改正され、ますます重要となっている青少年指導員の活動が位置づけられました。その後平成30年には、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業を「有害役務提供営業」とし、これらの営業から青少年を守るために、条例改正が行われています。



永野地区では

永野地区の青少年指導員は各町内会・自治会の推薦により13名が神奈川県と横浜市から委嘱されており、永野連合町内会の区域を中心として、交流・体験活動や社会環境健全化活動などを通じて、青少年が安心して過ごすことのできる環境を創り、青少年が自己肯定感を持って社会性や自ら進路を選択する力を育むことができるように支援をしています。

青少年指導員の活動

地域青少年関係指導者・育成者・団体・機関との連携

青少年指導員	健全育成	青少年が自分の住んでいる地域で自由に活動する街づくり 主体性をもって行動できる青少年の育成	<input checked="" type="checkbox"/> 地域内の青少年の実態把握 <input checked="" type="checkbox"/> 地域ぐるみの活動の推進 ・学校、家庭、地域連携事業 ・異世代交流事業等企画立案 <input checked="" type="checkbox"/> 青少年が主体となった活動への援助 ・地域の諸行事への青少年の参加促進
	社会環境健全化	青少年を有害な環境から守る街づくり 思いやり、いたわり、優しさのある青少年の育成	<input checked="" type="checkbox"/> 地域ぐるみの非行防止・社会環境健全化 ・地域の社会環境実態調査、パトロール <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発活動 ・社会環境健全化チラシ、ポスター等の配布・掲示
	自己啓発	青少年への理解を深める 青少年指導員相互・関係団体との情報交換	<input checked="" type="checkbox"/> 講演会、研修会等の開催 ・いじめ、薬害問題 ・青少年、児童心理 ・レクリエーション、カウンセリング技術 <input checked="" type="checkbox"/> 定例会、交流会等の実施 ・青少年指導員相互、地域の他の青少年関係者との協力体制づくり

活動の一例

永野地区青少年指導員協議会

新春恒例活動紹介「磯子七福神めぐり」

毎年恒例の「磯子七福神めぐり」コース案内
※ 概ねの所要時間となっておりますので、実際とは異なります。

8:48 上永谷駅 — 8:57 (20分) 9:20 (15分) 9:35 宝生寺 (七福神 寿老人)

10:00 (20分) 10:20 (10分) 10:30 弘誓院 (七福神 福祿寿)

11:00 (15分) 11:15 (10分) 11:25 密蔵院 (七福神 布袋)

12:10 (30分) 12:40 (10分) 12:50 金蔵院 (七福神 弁財天)

13:20 (15分) 13:30 (30分) 13:50 三郎台考古館(遺跡) — 上大岡駅(解散) (縄文、弥生、古墳時代) 【気をつけて帰ります！】

・日時 令和2年1月5日(日)
 ・集合場所 上永谷駅 午前8時30分受付開始
 ・参加費無料(交通費(地下鉄運賃等)参加者負担)



永野地区の「磯子七福神めぐり」は永野地区の各町内会・自治会を対象として永野地区の青少年指導員が実施しています。